

答弁書第一六六号

内閣参質一九六第一六六号

平成三十年七月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員有田芳生君提出日本国憲法で保障されている表現の自由と議長警察権との整合性に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出日本国憲法で保障されている表現の自由と議長警察権との整合性に関する
質問に対する答弁書

一について

表現の自由は、憲法で保障された基本的人権の一つであり、これを尊重することは当然のことであると
考えている。

二について

御指摘の「最大限尊重されることに例外が存在する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、
一般論として、表現の自由が、公共の福祉のため必要な場合に、合理的な限度において制約を受けること
はあり得ると考えられる。

三及び四について

お尋ねは、国会に関する事項であることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

